競争契約入札心得

（最終改正令和５年７月１日）

牟　岐　町

（目的）

第１　建設工事等の一般競争入札及び指名競争入札を行う場合において，入札参加者は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号），牟岐町財務規則（昭和 45 年牟岐町規則第 1 号）及び牟岐町建設工事標準請負契約約款等に関する規則（昭和 54 年牟岐町規則第 2 号）その他の法令を順守するほか，この心得の定めによるものとする。

（入札に関する留意事項）

第２　入札参加者は，町が指示した設計図書，現場等を熟知の上，入札するものとする。

入札書記載金額は，特に指示のない限り，消費税相当額を除く金額とする。

２　入札書は，封かんの上，入札参加者の氏名を表記し，指定された時刻までに入札箱に投入しなければならない。ただし，電子入札システムによる入札の場合は，入札書締切日時までに提出しなければならない。

３　入札参加者は，入札書を一旦入札箱に投入した後は（電子入札システムによる入札の場合は，一度提出した後は），その引換え，変更又は取り消しをすることができない。

４　入札参加者は，代理人をして入札させるときは，委任状を入札執行前に提出し，その代理人の名において入札するものとする。この場合において，代理人の身分証明書（市町村長発行）は，不要とする。

５　代理人が入札する場合の記入例

代理人の場合
住　所
商号又は名称
代表者　氏名
代理人　氏名　　印

復代理人の場合
住　所
商号又は名称
代表者　氏名
代理人　住所
商号又は名称
氏名
復代理人　氏名　　印

６　建設工事の入札参加者は，第１回目の入札に際し，入札書に記載される金額に対応した内訳書を提出するものとする。

（入札の辞退）

第３　指名を受けた者は，入札執行の完了に至るまでは，いつでも入札を辞退することができる。

２　指名を受けた者は，入札を辞退するときは，その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

（１）入札執行前にあっては，入札辞退届を入札担当者に直接持参し，又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

（２）入札執行中にあっては，入札辞退届又はその旨を明記した入札書を，入札を執行する者に直接提出して行う。

３　電子入札システムによる入札の場合は，入札書提出締切期日までに，入札書提出前に限り辞退届を提出することができる。

４　入札を辞退した者は，これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし，公正な入札の確保を妨げた者もしくは，疑いのある者はこの限りでない。

（公正な入札の確保）

第４　入札参加者は，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者は，入札にあたっては，競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず，独自に入札価格を定めなければならない。

３　入札参加者は，落札者の決定前に，他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札のとりやめ等）

第５　入札参加者が連合した場合，そのおそれが強い場合，又は不穏の行動をなす等の場合において，入札を公正に執行することができないと認められるときは，当該入札参加者を入札に参加させず，又は入札の執行を延期し，若しくは取りやめることがある。

２　入札参加者が１人のみとなった場合には，当該入札を取りやめる。ただし，一般競争入札の場合は，入札参加者が１人であっても有効とする。

３　入札は，本町の都合により取りやめることがある。

（当該入札が無効となる事項）

第６　次の各号のいずれかに該当する入札は，無効とする。

（１）入札参加資格のない者が行った入札

（２）記名押印のない入札（電子入札による場合は，電子認証書を取得してない者のした入札）

（３）委任状を持参しない代理人が行った入札

（４）入札事項を表示せず，若しくはその記載事項が不明確であり，又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

（５）同一事項に対してした２通以上の入札

（６）他人の代理人を兼ね，又は２人以上の代理をした者の入札

（７）入札金額を訂正した入札及び入札の年月日（日付）を誤り，又はその記載のない入札

（８）明らかに連合によるものと認められる入札

（９）前各号に掲げるもののほか，入札に関する条件に違反した入札

（当該入札が失格となる事項）

第７　最低制限価格が設定されている場合は，その最低制限価格未満の入札は，失格とする。

（落札者の決定）

第８　無効及び失格の入札を除き，予定価格の制限の範囲内で，町にとって最も有利な入札をした者を落札者とする。

２　落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは，当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。なお，くじの該当者は，くじを辞退することはできない。

（再度入札）

第９　開札をした結果，落札者がないときは，再度入札を行う。ただし，再度入札は原則として１回を限度とする。

２　再度入札は，１回目の入札で無効の入札をした者は参加できない。

（契約の締結）

第１０　落札者は，契約書の案に記名捺印し建設工事においては，落札決定の通知を受けた日から起算して，７日以内に，契約金額の１０分の１（予定価格が１０億円以上の工事の請負契約にあっては１０分の３）以上の契約保証金を納付し，又はその納付にかわる担保を提供して契約を結ばなければならない。（設計金額が５００万円未満のときは，契約保証金の納付又はその納付にかわる担保の提供を免除する場合がある。）

２　前項の期間は，契約担当者が特別の理由があると認める場合においては，これを伸縮することができる。

３　落札者は，前２項の期間内に契約を結ばないときは，その者の落札はその効力を失う。

（前払金の特約）

第１１　建設工事の請負金額が３００万円以上（業務委託にあっては１００万円以上）である場合は，契約締結時に，申し出により１０分の４以内（業務委託の場合１０分の３以内）の前払金をすることができる。ただし，公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）の規定による保証事業会社の保証がない場合は，前金払をしない。

２　建設工事の請負金額が３００万円以上である場合は，前項の規定による前金払をした後，申し出により１０分の２以内の中間前金払をすることができる。この場合においては，前項ただし書の規定を準用する。

（異議の申立）

第１２　入札をした者は，入札後，入札関係図書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。